

令和2年度 第3回 計画策定部会【第3部会】
議事録

日時：令和2年10月30日（金）10：00～12：00

場所：中央北生涯学習プラザ2階「学習室1（A・B・C）」

1. 開 会

- ・事務局より、感染症拡大防止の取組（会議中のマスク着用など）についての説明
- ・事務局より、情報支援（手話通訳者、要約筆記者の設置）についての説明
- ・事務局より、出席委員7名で、会議成立の報告

2. 議 事

- ・事務局より、配布資料の確認

部 会 長：それでは議事に入らせていただく。この第3部会も今日で最後となる。素案をまとめて専門分科会に上げなければならないので、よろしくお願ひしたい。

(1) 障害者計画の施策目標・活動指標（案）について

- ・事務局より、資料1「尼崎市障害者計画（第4期：令和3～8年度）の施策目標・活動指標（案）」について説明。

（質疑応答）

部 会 長：委員の目に触れるのが初めてなので、そもそも施策目標・活動指標が何かというところから分からない部分もあるのではないかと思う。もう一度、確認した方が良いか。

事 務 局：現行の障害者計画を作成する時、6年後の目標や指標を定めるのはなかなか難しいところがあった。それまでは、あまり施策ごとに目標値を定めるようなことはしてこなかったが、現行計画から、いわゆる「PDCA」といわれる評価手法を用いて、毎年度、計画を評価していく時に、各施策が進んでいるのかいないのか目安となるものが欲しかった。評価管理シートでも言葉として記載はしているが、何か具体的な数値目標を定める方が、計画の進捗状況が確認しやすいのではないかということで、現行計画から代表的な活動指標と、その中の1つを目標値という形で設定をしてきた。今回はそれら指標について、次期計画に向けて継続するものと変更するものを一覧としてお示しさせていただいた。

部 会 長：本来は計画に書かれている施策全てに活動指標となり得るものがあるが、その全てを指標として数値化するのは膨大なもので、その中でも特に代表的なものを取り上げていきたいという意味合いがあると思う。

私からの質問になるが、8の権利援護で、虐待の通報先の認知度と障害者差別解消法の認知度が挙げられているが、それぞれ知っていると答えた障害のある人の割合が書かれている。確かに、障害のある人が自身の権利を守ることを考えると、これでも良いとは思いますが、例えば障害者差別解消法は、障害のある方がいくら法律のことを知っていても、周りの人が知らなければ全然意味がない。周りの人から差別されるのでは何の意味もないと思うし、

虐待も、障害ある人が虐待を受けていることを、周りの人が知ってそれを通報してくれないいけない制度である。本人がなかなか声を上げられないという状況があることを考えてみると、障害のある人が知っている割合を指標として設定するのは、これで良いのかなという気持ちもある。

事務局：それについては、事務局としても同じ考えも持っているが、こういった大規模なアンケート調査については、時間や費用もかかるため、本当は市民を対象としたアンケート調査もできれば良いのだが、事務局としては、3年に1回の頻度で調査を行う際、どうしても当事者の方々の状況を知りたいため、どちらを優先するかというと、当事者向けのアンケート調査を優先して実施しているところである。ただ、例えば本市の総合計画においては、市民向けのアンケートを取っているため、そちらでの実施を検討することや、もう1つは、現在、「人権文化いきづくまづくり計画」の策定をダイバーシティ推進課で進めているが、そういったところで市民向けのアンケート調査の機会等があれば、そこに盛り込んでいくということも考えられる。いずれにせよ、すぐに実施できるという回答にはならないが、今のご指摘の部分も踏まえて、今後の市民向けの調査や周知について、工夫を凝らして、何らかの手だてを考えていきたい。

部会長：私が申し上げたことは事務局も認識してもらっているということで、コスト的や技術的に少し難しいところもある。まずは障害者である本人が、どこまでそれを知って、あるいは自分の処遇や環境を守るために理解していくことを第一にしたいと思う。

委員：5番の生活環境、市内グループホームの定員数で、令和元年度に日中サービス支援型グループホームを作る予算が計上されていたが、今の重度のグループホームの実績を教えてください。

事務局：本日は具体的な数値の部分について用意できていないため、ここで回答できなくて大変申し訳ないのだが、一定の把握はしているところ。本市では、新たに重度の方のためのグループホームの数が増えているというよりは、元々グループホームに入られている方の重度化が進んでいって、それに事業所が対応をしているといった状況にあると思う。グループホームのことは、第2部会で協議・検討するテーマではあるが、平成30年8月時点で、グループホームを利用している方が301人いた。そのうち、重度と言われる方は障害支援区分4～6の方で106人で、おおむね3分の1の方が利用している状況である。

委員：権利援護・啓発、差別解消の部分で、障害者差別解消法だけで施策に取り組むのではなく、もう1つ関連する法律として、障害者雇用促進法があるので、この法律も加えて検討してもらいたい。障害者の中には、障害者雇用促進法の内容を知らない方も多い。この法律の中でも差別の禁止という内容等も含まれているので、そのあたりも含めて活動指標として設定したら良いと考えるがどうか。

事務局：障害者雇用促進法で規定しているのは、雇用関係に関する差別的取り扱いの禁止や合理的配慮のことで、障害者差別解消法はそれ以外の部分であるため、その両方の推進を図っていくという考えは合っているし、そう取り組んでいきたい。ただ、今回の計画で基本施策8の活動指標に設定するにあたっては、今回のアンケート調査において「障害者差別解消法の認知度」で聞いているため、このままで設定したい。委員の意見は、今後の課題として受け止める。

部会長：確かに障害者雇用促進法に関しては、基本施策4の雇用・就労にも関係してくる。様々な法律が各基本施策に関係してくるので、そのことをよく知っていないといけない話である。雇用に関することは重要であり、障害者差別解消法とつながっている部分もあるため、委員の言うことは大変よく分かるが、指標の設定については、幅広く捉えていただき、今の障害者差別解消法の認知度ということで整理させていただければと思う。

(2) 障害者計画（基本施策7～9）の部会（案）について

・事務局より、資料2「尼崎市障害者計画・障害福祉計画【施策推進編】（案）」について説明。

（質疑応答）

委員：52ページの取組の3つ目、阪神南各市とあるが、確か変わっていたと思うので確認してもらいたい。もう1点、施策7～9の中で思ったことは、言葉の表現が少し分かりにくいところがある。配慮するや対応する等、色んな表現で書いている。例えば問い合わせの手段の大半は電話のため、電話番号のみ掲載されていることが多いが、聴覚障害のある人の場合、FAXやメールで問い合わせができるようにしてもらえたらありがたい。様々な障害種別への配慮は記載されているが、問い合わせ方法への配慮が書かれてないので、そのあたりも何かうまく計画に盛り込んでもらえたら嬉しい。3点目は、人権文化いきづくまちづくり計画について、ダイバーシティ推進課が担当していると聞いている。現在、手話派遣を利用できるのは聴覚障害のある方だけで、それ以外の方からの手話通訳の依頼は受けられない状況である。手話言語条例を策定した市としては、聴覚障害のある人だけでなく、健聴者も同じ派遣を利用できるように申請できる体制づくりを希望するため、どちらの計画でも良いので、そういった取組も盛り込んでいただけたらと思う。

事務局：ふれあい学級の件は確認する。2点目の、聴覚障害のある方について、FAXやメールでの対応ができるようにしていくという文章を計画のどこかに盛り込めないかということについて。こういった障害特性の方についてはこうした対応を進めていくといった個別具体的な表現をすべて計画本文に掲載することは難しいが、少し検討したい。例えば、「FAXやメールでの問い合わせも対応できます」といった一文を広報誌に掲載した方が、聴覚障害のある方には分かりやすいです、といった文章を部会の意見として別に掲載するなど。最後に、健聴者への手話通訳の派遣について。今までも派遣業務を委託している協会の皆様との話し合いの中で、何回か議題として出てきているため、私たちも課題として捉えている。支援者の確保、増員が難しい状況の中で、どこまで派遣の範囲を広げていくかという課題であったと思う。その辺りは今後も需要と供給のバランスを踏まえて、事業として進めていけるかどうか考えていきたい。計画に記載することについては、どこまで表現できるかという部分はあるが、すでに検討している課題なので、引き続き協議を進めていきたい。

部会長：問い合わせについての文章を盛り込むことが難しいということだが、問い合わせ先をここに書いてくれという意味か。

委員：現在の文案では少し課題が分かりにくいと思って質問した。聴覚障害のある人の場合、言葉にこだわりがあるので、FAXやメールという言葉が出てこない、排除されているのではという気持ちになるので、その辺を配慮していただけたらと思う。

部会長：ここに書かれていることの意味が分からないので質問する場が欲しいという意味か。

事務局：おそらく情報伝達に配慮するとか、情報支援を行う際に、FAXやメールを活用することを計画本文にしっかり記載してほしいという意見である。現在の文案にも聴覚障害の方に配慮する旨のことは記載しているが、具体的にどんな支援をしてもらうかがイメージしづらいので、例えば「聴覚障害のある方にはメールやFAXで対応するなど、情報の支援を行います」という具体的な文章にしてほしいという意見だと捉えている。ただ、そういった表現にしてしまうと、すべての取組において、個別具体的な表現で計画を書き切らないといけなくなってしまうので、計画本文で対応することは少し難しいという回答をした。そのため、計画本文ではなく、「部会の声」として掲載するのはどうかと提案しているところである。

委員：障害者差別解消法の認知度が低いということだが、高めるために、行政として色々な啓発など普及するという話を聞いた。全部は読み切れていないが、51ページの内容だと言葉だけでは分かりにくい。細かくは要らないが、例えば聴こえない人の場合や車椅子の人の場合など、障害種別ごとの困りごと等を載せて啓発・普及することが効果的ではないかと思う。また、千葉県の取組ではあるが、差別解消の取組につながるような具体的な事例が載っている。個人の感想だが、啓発だけでなく、もっと具体的に何か行動に移せるような方法を、何か工夫して盛り込んでいただけたらと思う。

事務局：委員の意見に私も共感している。計画の文章だけでは分かりづらかったかもしれないが、実は既に計画の評価管理シートの中では、具体的な取組について記載している。例えば障害特性に応じた配慮について。障害種別ごとに、どんなことに障壁を感じるとか、こういった障害特性があるからこういった配慮が望ましいとかをまとめた啓発用パンフレットを本市も作っている。障害者差別解消支援地域協議会で、皆様から意見をもらいながら作り上げてきている。ただ、それを十分に活用できているかと言うと、まだできていないところが確かにある。そのため、今の委員の意見も踏まえて、今の計画文案にある「地域とか事業所の周知、啓発を進めます」といった表現だけでは少し弱いのであれば、作成した「障害特性や具体的な配慮事例など盛り込んだパンフレットを活用するなどして、」という文章を計画に付け加えて、事業の推進に取り組んでいきたいと考えている。

委員：パンフレットの取組はこれからという意味か。

事務局：差別解消の啓発用パンフレットについては、昨年度末には完成しているのだが、今般のコロナ禍によって障害者差別解消支援地域協議会が開催できておらず、パンフレットの具体的な活用方法等が進められていない状況である。これまでの協議の中では、各小学校や中学校などの校長会、昨年であれば中学校の校長会の時に、チラシ等の支援ツールや研修等の支援メニューをお示しし、学校の授業において障害当事者の方が参加して講義する等の呼びかけは行ってきている。しかしながら、こういった呼びかけは、1回したからといってすぐに実施につながるものではないと考えている。実際に昨年度は実績がなかった。今後も継続的にこういった取組を進めるとともに、新たに作成している啓発用パンフレットも配布等も、この協議会の中で検討しながら進めていくこととしている。

部会長：障害者差別解消支援地域協議会は、そこで色々な事案を基に、どのようにしていけばいいかを議論される場なので、まず取組というか、そこから上がってくる提案というものを協

調していかないといけないと思う。ここはこうする、ああすると言うのではなく、言葉的に上がってくることを受け止めていくという流れで進めていただけたらと思う。あまりここで細かく書くと、この協議会の活動を縛ってしまいかねないという気もするので、その辺りの兼ね合いを考えていきたいと思う。

(3) 計画の構成等について

・事務局より、資料3「わかりやすい尼崎市障害者計画・障害福祉計画（案）」について説明。

(質疑応答)

部会長：分かりやすく、親しみやすい計画を作成しようという尼崎市の方針があり、今回の計画で、こういうものを作ったということである。これについて何かご意見あればお願いします。

事務局：表現などは当然まだ精査する余地があると考えているが、大枠の構成やコンセプトは、できれば今の形を尊重していただけるとありがたい。

計画の施策体系等を大きく変えることは、現時点ではさすがに難しい。今回の計画策定にあたっては、特に市長の意向が強く、計画を簡素化して市民に分かりやすくしてほしいと言われている。ただ、事務局としては、委員の皆さまと協議した内容や意見を尊重し、より具体的な施策や取組の内容を共有するためには、従来の計画に相当する媒体も必要と考えているため、今回の計画策定にあたっては、わかりやすい本編と、施策推進編の2つでまとめたところである。なので、こちらのわかりやすくまとめた計画は、基本的には一般の市民の皆様への普及啓発のために使っていきたいと考えている。これを踏まえて、ご意見をいただけたらと思う。

部会長：大きなコンセプトは修正できないが、細かい文字の表現とかがあれば。

事務局：計画の内容でご意見があれば修正できる範囲で対応するので、そのあたりは言っていただきたい。

委員：6ページの下から2つ目の項目の、「尼崎が取り組むことの中に、障害のある人など、災害時に支援が必要な人の名簿」と書いてあり、名簿と行動計画を作成していくと書いてあるが、名簿はもうできているのではないのか。

事務局：ご指摘のとおりである。修正が少し間に合わなかったところがあり、名簿はすでに作っている。正しく文章を直すとするならば、名簿を今後共有して活用していくということと、個別の支援計画の作成の取組を進めていくということが正しい文章だと思うので、ご指摘のとおり修正する。

委員：5ページの最後で、そのために尼崎市が取り組むこと、リレサポートのリレとは何か。

事務局：5ページの取り組むことの1項目、「リレくらしサポートセンター」という機関があるので、これが何かという質問でよろしいか。「リレくらしサポートセンター」は、地域で障害のある方の地域生活を支えるために、主にグループホームとか短期入所を利用しやすくコーディネートするコーディネーターを配置するとか、緊急で親が入院した場合に1人で在宅生活できない方の緊急での受け入れを行っている市の委託機関であり、本市の「地域生活支援拠点」の一機能を担っているところである。そこの施設のことを「リレくらしサポートセンター」という。

部会長：いわゆる面的整備型の地域生活支援拠点の一機能を有する施設である。

私からも一点意見がある。1 ページのところで市の人口に対する障害者数の割合が記載されている。単純にその数値を足したら 8.1%になるが、8.1%という数字を出すよりも、12 人に 1 人とした方が、より実感すると思う。障害者の中には手帳を持っていない人もいるため、単純にその割合ではないだろうが、そう表現した方が良いと思う。

事務局：ご指摘感謝する。差別解消のパンフレットではそういう表現としていたので、確認して修正を検討する。

部会長：コラムなので、言いたいことに異論はないが、少し文章のつながりが悪い気がする。下から 3 つ目の段落と 2 つ目の段落がどうつながるのか分からないので、ここがもう少しつながるように書いていただいた方が良いと思う。社会が設けた障壁だからこそ、それを改良していく責任は社会にあるということを強調する流れで書いていただいた方が分かりやすいと思う。

事務局：修文にあたっては、またご相談させていただきたい。

部会長：各ページに出てくる女の子と男の子の名前はあるのか。

事務局：今のところはない。

部会長：障害者関係の啓発のマスコットみたいに作っていただいても良いと感じる。

(4) 今後のスケジュール

- ・事務局より、資料 4 「障害者計画（第 4 期）・障害福祉計画（第 6 期）の改定に係る今後のスケジュール」と意見・提案シートについて説明。
- ・次回は、他の計画策定部会の進行、今後の取りまとめ状況により、改めて連絡。

(質疑応答)

部会長：自立支援協議会と手話言語条例施策推進協議会に意見照会するのは当然だと思うが、特にこの第 3 部会は差別に関する施策と密接に関連すると思うので、障害者差別解消支援地域協議会には意見照会しなくて良いのか。

事務局：本市の障害者計画・障害福祉計画については、策定等にあたって、この専門分科会で審議していただくのに加え、障害者総合支援法において、自立支援協議会に意見を伺うことが規定されていること、また、本市の手話言語条例において、同施策推進協議会に意見を伺うことを規定しているので、そのような対応としている。なお、障害者差別解消支援地域協議会に参画している委員も、ほぼ、これらの会議体に参加している方となる。

部会長：委員として重複して参画しているので、それはそれで良いと思うが、差別解消支援地域協議会も挙げてもらった方が良いと思う。

事務局：今後の対応ということで検討させていただきたいと思う。

委員：災害時の要支援者名簿について。民生委員の立場から見て、この人は面倒を見なければいけないと思う人の名前が、実際は名簿に載っていないこともある。肝心な人の名前が入っていないのは、ご本人が名乗り出していないから名簿に載せられないのか。それとも、個人のプライバシーの問題なのか、障害者であることを知られたくないのか、その点は分からないが、我々社協の立場から見て、民生委員の立場から見ても疑問を感じているところである。また、1 町会において 80 人くらいの社協の会員がいるが、名簿を受けているところと受けていないところがある。

委員：民生委員に関しては名簿による安否確認をしている。最初に災害の名簿ができた時は、訪問してほしい人が市に届けを出して、それを災害リストに載せるというスキームだったように思うが、今は全対象者をリストに載せているのか。

事務局：要支援者名簿の所管は福祉課になり、私から細かい内容までの説明はできない。ただ、障害のある方から見ると要支援者名簿の登録、基本的に手上げ方式に近い形のを尼崎市は実施していると聞いているので、そういった方を対象に支援していただくことになると思う。例えば、精神障害のある方であれば、なかなか自分から声をあげるの難しいことがあると思う。現在、自立支援協議会のくらし部会では、地域での交流を進めていこうということで、民生委員や社協職員も入っていただいて、地域の活動で連携を図っていこう、顔の見える関係を作っていこう、その中でサービス事業所等も町会に入っていく、積極的に交流を進めていこうといった取組をしている。その中で、災害時に必要な支援等について、自分たちから発信する形で、地域の方に理解してもらおうというような呼びかけを進めていこうとしているところである。災害時の支援については、システム上でまだ完璧なものできていないということがある。やはり人の心を少しずつ変えて、今ある仕組みに寄せていくことが必要だと思う。確かに時間がかかるところもあると思うが、少しでもそういった取組を進めていくことが大事ということで、地域で顔の見える関係が広がっていけば、委員がいう課題の部分も解消されていくのではないかと思う。言い方は悪いが、手を変え品を変えながら、色んな取組を進めたいと考えているところである。

部会長：要支援者名簿を作ると計画には簡単に書いているが、その上には、色々と課題がある。それは我々も共有して、福祉課が担当ということなので、そういったところとの連携を取りながら、課題を挙げていただけたらと思う。

委員：資料2の52ページのふれあい学級を知らなかったの、どういう制度なのかということと、ふれあい学級の3学級合わせて193人の参加者とあるが、肢体不自由の人は22,000人もいるので、それにしても少ないと単純に思った。学級ということだが、これは何か年齢制限とかあるのか。

事務局：私も直接の担当でないため詳しくはないが、生涯学習プラザができる前は、中央公民館で3学級を実施していたと思う。身体障害の種別ごとに3学級あって、特段、年齢制限等はなかったと思う。地域の方と障害のある方が一緒に色々なテーマを用いて、お互いのことを理解していこうという取組のもとで実施している事業と聞いている。災害など色々なことをテーマにした勉強会的なものも聞いている。また、阪神圏域や兵庫県との共催もしていて、バラエティに富んだ形で実施している。生涯学習プラザができるからは、中央と立花、大庄の3つで実施していると聞いている。

委員：聴覚障害のある方の場合は旧大庄公民館、大庄北生涯学習プラザでしている。そこは兵庫県から予算をいただき、その中で聴覚障害のある方のための学習やレクリエーションとか、色々な企画をして、尼崎聴力障害者福祉協会が続けている。参加者は年々減っている関係で予算も減っている。今まで1年間で5回開いていたが、今は少し回数が減って1～2回で終了している。

事務局：今年度、コロナの影響もあり、本当に大変な最中に皆様にご協力をいただき、何とかこの策定部会も3回、無事に終えることができた。計画の核となる部分については、非常に有意義な審議をいただくことができた。また、こういった時期で、なかなか行政の方としても時間が取れず、満足いかない部分はあったかもしれないが、その点もご理解いただき、事務局一同、感謝している。

部会長：それでは本日はこれで終わりたいと思う。これまでの皆様のご協力、本当に感謝している。

3. 閉会

以上